

診療情報の開示について

〔当院の目的とする診療情報提供の趣旨〕

当院では、患者様のご希望があれば診療情報の提供（診療録等の開示）を行っております。

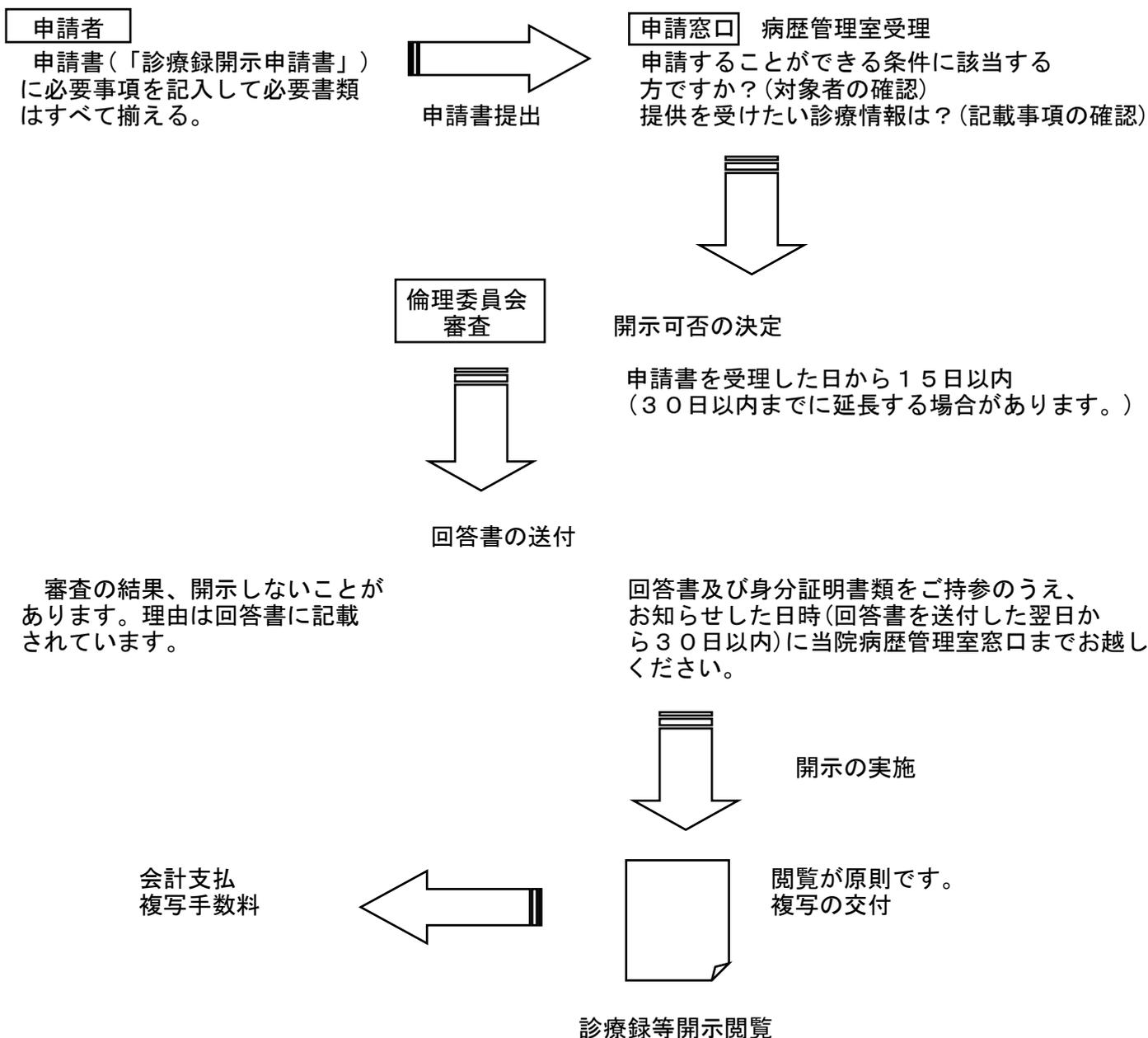
診療情報の提供は、患者様の医療への積極的な参加および医療従事者との間で情報を共有することにより、患者様と医療従事者とのより良い信頼関係を築くことを目的としております。

診療録など診療情報の開示の手続きは、患者様のプライバシーに関わるものでありますので開示の手続きは厳格に行っております。

なお、開示までに多少時間がかかりますが、ご理解のほどお願い致します。

また、診療情報の提供にかかわらず、診療内容についてのご質問がありましたら、診察時に主治医又は看護師まで遠慮なくお問い合わせください。

① 申請から開示の終了まで



② 申請することができる方

1. 当院に受診された方及び入院中の患者様
2. 親族またはそれに準ずる方
3. 法定代理人(親権者・後見者など)
4. 遺族の方

③ 開示する診療情報

- 外来診療録 ●入院診療録 ●画像

ただし、他の医療機関で作成された文書、諸記録は、開示の対象外となります。

④ 開示方法

診療録、画像のうち希望するものを閲覧することができます。
なお、当院の事務職員が立会いとして同席いたしますので、予めご了承ください。

⑤ 申請方法

申請は、診療録開示申請書に以下の書類を添えて提出してください。

1. 患者様本人の場合
本人であることを証明する次の資料のうちいずれかをご用意ください。
 - ・運転免許証
 - ・旅券(パスポート)
 - ・健康保険証
 - ・国民(厚生)年金手帳
2. 患者様本人が指名する親族またはそれに準ずる方の場合
 - ・患者様本人の委任状(任意の様式)
 - ・患者様との関係が証明できる書類(戸籍謄本・住民票など)
 - ・ご本人であることを証明する資料(運転免許証・健康保険証・年金手帳などのいずれか)
3. 法定代理人(親権者・後見人など)の場合
 - ・患者様との関係が証明できる書類(戸籍謄本・住民票など)
 - ・ご本人であることを証明する資料(運転免許証・健康保険証・年金手帳などのいずれか)
4. 遺族の方の場合
 - ・患者様との関係が証明できる書類(戸籍謄本など)
 - ・ご本人であることを証明する資料(運転免許証・健康保険証・年金手帳などのいずれか)

⑥ 申請受付場所及び時間

受付場所
当院病歴管理室受付窓口

受付時間
月曜日～金曜日(休日を除く)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
土曜日
午前8時30分～正午
(注：土曜日は第2・第4のみです。)

⑦ 費用について

文書またはX線写真のコピーにつきましては手数料がかかります。
手数料はカルテ開示の終了後にお支払いいただきます。

- ・ 文書を複写したもの 用紙1枚につき 10円
- ・ 画像を複写したもの CD-R1枚につき 500円

⑧ その他

診療情報提供に関する詳しいことについては、病歴管理室までお問い合わせください。